

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：イラク国電力セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：イラク国電力セクターに係る情報収集・確認調査
【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01024

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラク国電力セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2025年5月～2026年5月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

(7) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025 年度末 (2026 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2025 年 3 月 11 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 3 月 11 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 3 月 14 日 まで
4	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 3 月 21 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 4 月 3 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
9	技術評価説明の申込日 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
 - 2) 積極的資格要件
 - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除
- 特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/VqwTGYmGat>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

①電子データ (PDF) での提出とします。

②プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

①電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

②上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（4）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、①の経費と②～③の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

（3）提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

[（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)

電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

別添資料1「プロポーザル評価の基準」

別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（3）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評

価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (3) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点＝(上限額×0.8) / N) × 100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N とし て計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「イラク国電力セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本調査の位置付け

イラク共和国（以下、「イラク」という。）は 2003 年のイラク戦争終結以降、電力インフラの復旧は徐々に進捗しているものの、イラクの電力不足は解消されていない。ピーク需要は 2020 年時点で 29,260 MW に達したが、同年の最大電力は 19,365 MW に留まり、ピーク需要の 34%に相当する約 10,000 MW の供給不足が生じた。1 日に 10 時間以上の停電も珍しくなく、地域により電力供給の格差も生じている。不十分且つ不安定な電力供給は、暴動等の社会不安を惹起する一因となっているのみならず、社会セクター開発及び産業の発展に対する重大な阻害要因となることが懸念される。

国内の電力供給は、治安が比較的安定している中部・南部の発電設備に依存している。特に首都バグダッドが位置する中部は、南部で発電された電力を南北に敷設された 400kV 等高圧帯の送電線を通じて当国全土に供給するハブ地点の役割も果たしている他、2014 年 6 月以降のイラク・レバントのイスラム国（ISIL）の侵攻に影響を受けた国内避難民の流入により人口が増加しており、電力施設整備のニーズが高い。

また、イラク国内の電力網は ISIL により、約 70 億ドルとも試算される深刻な被害を受けており、発電所は 17 カ所が損壊、うち 8 カ所が完全に破壊され、変電所については、43 カ所が損壊、うち 23 カ所が完全に破壊された（世界銀行、2018 年）。そうした電力網の荒廃に加え、盗電等により、送電時の損失は供給電力の 54%に達し、実際に顧客に届けられている電力は発電した電力の 46%に満たない（KAPITA 2020）。

イラク国民が紛争・戦争前の生活を取り戻し、今後国内産業を発展させるためには、電力システムの整備・電力供給の復旧が喫緊の課題である。2022年に樹立したスーダールニ政権は、政府の方針を定めた Government Program において、発電所の保守・復旧のための大規模政策を実施し、電力供給時間の増加を目指すことを掲げている。

また、国家開発計画（2024－2028）においても、2028年の最高負荷率 47,358 MW（推定値）をカバーするためイラクにおける発電システムの発電容量を増やすこと、また再生可能エネルギー関連プロジェクトを拡大することが目標として掲げられている。

（2）電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本調査の位置付け

我が国政府及び JICA は、対イラク共和国国別援助方針（2023 年 9 月）において、電力を含む「経済基礎インフラの強化」を重点分野の一つとして位置付けている。また、我が国のイラクに対する電力セクターの支援としては、「アルムサイブ火力発電所改修事業」（2008 年 1 月 L/A 調印）、「電力セクター復興事業」（2008 年 1 月 L/A 調印）、「クルド地域電力セクター復興事業」（2008 年 6 月 L/A 調印）、「デラロック水力発電所建設事業」（2010 年 3 月 L/A 調印）、「ハルサ発電所改修事業」（2015 年 2 月 L/A 調印）、「電力セクター復興事業（フェーズ 2）」（2015 年 6 月 L/A 調印）、「電力セクター復興事業（フェーズ 3）」（2017 年 8 月 L/A 調印）、「ハルサ発電所改修事業（フェーズ 2）」（2017 年 10 月 L/A 調印）等の円借款を通じ、火力発電所の改修、水力発電所の建設、移動式変電所の整備等の協力を実施している。

他方で、イラク国内の電力供給量及び電力網整備は十分ではなく、増大する電力需要に追い付いていない。また、JICA によるイラクの電力セクターに関する調査は 2017 年以前に行われた「電力セクター復興事業」に係る案件実施支援調査（SAPI）が最新であり、7 年以上データの更新が行われていないことから、現状把握のための調査実施が必要となる。これらの背景を踏まえ、今後の電力セクター支援の実施に向けた基礎情報収集、ニーズ調査を行う。

（3）当該セクター／地域における他の援助機関・民間企業の対応

イラク戦争後、米国政府や UNDP、世界銀行をはじめとする多数ドナーが電力セクター復興支援（電力インフラの改修など）を実施済み。世界銀行は ISIL からの奪還地を支援するため、複数セクター（保健、都市開発、水供給、電力など）を対象とした「Emergency Operation for Development」を 2015 年に開始。また、2019 年にはイラク南部の電力需要に対応するため送電網の強化を行う「Basra Electricity Dissemination and Development Project」を開始している。

また、フランスのエネルギー大手であるトタルエナジーズは、天然資源開発計画

「ガス成長統合プロジェクト」における約 100 億ドルの投資を 2023 年 4 月に合意した。このプロジェクトにおいては、油田でのフレアガス回収や 1GW の太陽光発電所の開発も含まれている。

(4) 附帯する円借款との関係性

これまでにイラクで実施している「アルムサイブ火力発電所改修事業」及び「ハルサ発電所改修事業」等では既存発電所の改修を実施しており、「電力セクター復興事業」、「電力セクター復興事業（フェーズ2）」、「電力セクター復興事業（フェーズ3）」では、イラク全土において移動式及び固定式変電所の整備・新設及びリハビリ等を行っている。本調査の実施後、これらの既存円借款の事業運営において得られた知見・教訓を考慮の上、既存円借款と相互に補完・相乗効果を生む事業（主に円借款事業を想定）の形成を行う。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、第2条のイラクの電力セクター（主に発電・変電分野）における背景及び課題を踏まえ、基礎情報の収集及び確認を行い、緊急性の高い課題に対する個別事業形成の可能性を探ることを目的とする。また、イラク政府等にて実施が想定されている各案件について、イラクの電力セクターの課題を踏まえた上での優先順位、必要性及び妥当性を分析するとともに、その他課題解決のために必要性が高い事業について、その事業内容及び目的等を検討の上、提案する。

(2) 調査の範囲

本調査は、「第3条（1）調査の目的」を達成するため、JICA 及びイラク側関係機関と十分な意見交換を行いながら「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す内容の業務を実施し、「第6条 成果品」に示す報告書を作成するものとする。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査実施方針

本調査は、事前の国内準備作業期間において、既存資料の収集・整理・分析や、イラク側とのメール等による事前確認及び調整を適宜実施し、協議方針を整理したうえで現地業務に臨むこととする。また、調査の実施にあたっては、イラク側と十分に協議のうえ各種報告書に反映する。

なお、イラクでは対面でのコミュニケーションを重んじる文化的慣習があるため、

現地の情勢を注視しつつ、渡航禁止地域以外においては、可能な限り邦人が現地に渡航して調査を実施する。

また、イラクにおいては、治安状況が流動的であることや、整備計画等が確立していない可能性があるため、状況に応じ、判断に迷う点があれば、適宜、発注者と協議する。

（２）新規円借款事業の検討資料としての位置付け

本調査はイラク全土における電力セクターにおける現状及び課題等に関する情報収集・分析を行うものであるが、第２条（４）のとおり、今後、新規円借款事業の形成を検討するにあたり、本調査の結果がその検討資料として用いられることになる。

一方、新規円借款事業の実施過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、イラク側関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないように配慮する。

（３）関係機関

- ① イラク 電力省（Ministry of Electricity）
 - ② イラク 石油省（Ministry of Oil）
 - ③ クルディスタン地域政府 電力省（Regional Ministry of Electricity in Kurdistan）
- その他発電・送変電関連公社等からも必要に応じて情報収集を行う。

（４）調査の対象地域

イラク全土（クルディスタン地域を含む）

（５）再委託及びローカルコンサルタントの活用

イラクにおいて、JICA 安全対策措置により、首都バグダッド市、ディカール県、バスラ県、ムサンナ県、エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県以外は渡航禁止地域にあたることから、渡航禁止地域への邦人の入域は行わないこととする。他方で、渡航禁止地域での調査については、必要に応じて、十分かつ適切な安全対策を講じた上で再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針とする。

（６）調査フロー

以下、調査フロー案であるが、より効率的な調査フローが考えられる場合はプロポーザルにて提案すること。

- （ア）第一次国内調査：机上調査、関係機関へのオンラインヒアリング実施、インセプション・レポートの作成（2025年5～6月）

- (イ) 第一次現地調査：キックオフミーティング、調査団及び再委託先による現地調査（2025年7～8月）
- (ウ) 第二次国内調査：調査結果整理・分析・評価（2025年9月）
- (エ) 第二次現地調査：調査団及び再委託先による現地調査及びインテリム・レポートの作成（2025年11～12月）
- (オ) 第三次国内調査：調査結果整理・分析・評価（2026年1～2月）
- (カ) 第三次現地調査：調査団及び再委託先による現地調査及びドラフト・ファイナル・レポートの作成、及びイラク側への説明（2026年3～4月）
- (キ) 最終国内作業：国内・現地調査の結果を元に調査結果の取りまとめ及びファイナル・レポートの作成（2026年5月）

（7）便宜供与等

本調査は当機構が主体的に実施するものであり、イラク側からの便宜供与は限定される（現在は関係省庁との面談アレンジ等を想定）。本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、当機構イラク事務所及び中東・欧州部より上記第4条（3）関係機関に示した電力分野を担当する省庁等に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及び初回のアポイント取付支援等のサポート、面談等への同行を予定している。

なお、調査開始に当たっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料（英語）を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

（8）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。都度最新の国別安全対策措置に従い、JICA 安全管理部長承認地域へは所定の決裁を踏まえて渡航を実施する。なお、外務省危険レベル 3 以上の地域に邦人が渡航する場合、功労金（戦争特約）の付保の条件としても JICA の「セルフ・ディフェンス研修（実技）」の事前の受講を必須とする。第4条（5）に記載の通り、渡航禁止地域での調査については十分かつ適切な安全対策を行った上で再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針である。

(9) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本調査で参考とする資料を以下に示す。
 - コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2024年10月）
 - コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
 - 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

第5条 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合はプロポーザルにて提案する。

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 調査対象地域における電力セクターの基礎情報の収集

- ① エネルギー・電力分野におけるイラク政府及びクルディスタン地域政府の主要政策、マスタープラン及びその他計画
- ② 電力需給状況、電化率、電力損失、停電時間・頻度、日負荷曲線、電力需要予測（既存データ等の収集・整理）、電気料金等
- ③ 電気事業者の組織・運営情報（電力事業体制、IPP制度概要（PPAひな形に対する評価含む）、法・規制、財務状況、運営・維持管理体制等）
- ④ 他ドナー・NGOの協力状況・計画、民間企業の実施案件（含FIT等民間事業者による再エネへの投資促進策の実施状況）等
- ⑤ 一次エネルギーの調達計画（具体的な調達先、ルート等）、ガス・石油の安定確保・技術開発等の推進のための組織設立等の状況

- ⑥ 近隣諸国との電力分野における連携・協力事例及び計画（国際連系線の計画・状況確認を含む）に関する情報収集
- ⑦ 電源導入に係る基礎情報（含 現地の IPP 制度や金融システムのアクセス性に係る評価）
- ⑧ 送変電分野の基礎情報（送電ロス、系統安定化技術及び通信機器の導入状況等）
- ⑨ 電力系統解析（電力系統図の作成を含む）
電力省および発電・送変電関連公社等から、上位系統の電力系統図を収集、もしくは情報収集の上作成する。また、今後の案件検討、優先順位付けにおいて必要となる情報（発電・変電所の整備状況、戦争等による損壊状況、過負荷等）を収集の上、下記（４）と合わせて分析する。
- ⑩ 他ドナー等が実施したイラクの電力セクターに関する調査報告書の収集、本調査における調査結果との整合性確認、報告書への反映
- ⑪ イラク国内における、事業実施上重要となる、電力セクター及び環境社会配慮に関連する法律、条例

（４）電力セクター（主に発電施設・変電施設の建設・維持管理）における新規円借款事業形成の検討に向けた今後の支援方針及び支援策の提案

- ① イラクにおける既往電力事業を踏まえ、新規円借款事業形成の検討にあたっての留意事項を整理する。留意事項の整理においては特に以下の点を精査する。
 - (a) 用地取得・環境社会配慮手続きの要否
 - (b) 財務的持続性（電力料金徴収体制、運営維持管理費の財源、補助金の有無、収支の内訳やその流れ等）
 - (c) 運営維持管理体制・人材育成計画（人員体制・雇用計画、人材育成・研修計画、送電ロス・盗電対策、啓発活動等）
 - (d) 電力分野における国際的潮流（高効率化・省エネ、脱炭素化）
 - (e) NDC 達成の観点からの電源移行計画
- ② 電力セクターにおいて、新規円借款事業形成の検討に参考となる情報を整理の上、事業案を提案する。提案にあたっては以下の点を含める。
 - (a) 対象プロジェクトリストの作成
情報収集における調査対象サイトはイラク全土としているが、イラク電力省もしくはクルディスタン地域政府電力省が実施を計画しているプロジェクトのリストを収集、もしくは作成する。
 - (b) 対象地域における電力事業の優先順位付けのための評価フレームワーク

及びクライテリア（必要性、緊急性、インパクト、及び地理的なアクセスのし易さ等）

上記(a)で作成したプロジェクトリストの中から地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況を考慮の上、優先的に対応するのが好ましいとされる対象プロジェクトを一つの円借款事業として形成可能な規模感になるよう絞り込むために、有効な評価フレームワーク及びクライテリアを作成する。

(c) 上記(a)で作成したプロジェクトのリストについて、(b)で設定した評価フレームワーク及びクライテリアによる評価

(d) 上記(a)のプロジェクトリストを元にしたショートリスト（最優先事業）及びロングリスト（優先事業）の作成

先方政府の計画したプロジェクト以外にも、実現可能性が高いと思われるプロジェクトがあれば提案する。なお、プロジェクトの絞り込みにあたっては発注者と協議の上決定する。

(e) 上記(d)で作成したショートリストにおける、円借款事業を実施する際の調達パッケージ案

(f) 上記(d)で作成したショートリストの最優先事業における、電力需給計画の確認、施設整備規模の検討、立地条件の確認、コスト試算、許認可条件の確認、現地業者の実施能力の確認、実施管理上の課題抽出・対応検討

(g) 上記(d)で作成したショートリストの最優先事業について、関係機関にヒアリングの上、用地取得・住民移転、及びイラク国内の法律及び JICA の環境社会配慮ガイドラインに基づき必要となる環境社会配慮手続きの実施状況を確認する。また、最優先事業について、イラク国内の法律及び JICA の環境社会配慮ガイドライン上、必要となりうる環境社会配慮上のモニタリング事項について洗い出し、それらのモニタリング計画等の作成支援を行う。

③ 既往円借款で整備した発電・変電施設における運営・維持管理状況、スペアパーツのニーズ調査及び運転・維持管理に係る新規事業の必要性に係る背景情報の収集

既往円借款で整備済みの発電施設及び送変電施設について、運転・維持管理に係る支援事業のニーズ、事業内容及びその必要性について確認する。

（５）新規案件の事業案検討

イラク政府で実施が検討されているプロジェクトリストに記載されている案件の

他、同国の課題、現状等を鑑み、実現可能性、必要性が高いと考えられる新規円借款（主に再生可能エネルギー、フレアガス活用等の案件等を想定。PPP、発電・変電以外の分野を含む）及び技術協力の事業案を検討する。事業概要、目的、工期、事業費の概算等の事項について整理する。なお、事業案については以下の点に留意し、詳細については発注者に確認すること。

① イラク政府との技術協力協定の締結について

2025年3月時点でイラク政府と日本政府は技術協力協定を締結できておらず、両国政府間で締結に向けた協議を実施中であるが締結の見通しが立っていないことから、技術協力の事業案については今後数年後に技術協力協定が締結された場合を想定し提案する。また、円借款事業においてソフトコンポーネントとして盛り込める余地がある事業案については円借款事業の提案に含めることとする。

② G7 エルマウ首脳コミュニケを踏まえた我が国の海外化石燃料案件に対する公的金融支援の方向性について

2022年6月に取りまとめられたG7 エルマウ首脳コミュニケ内において、「国家安全保障及び地政学的利益の重要性を認識し、我々は、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する摂氏1.5度目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援の2022年末までの終了にコミットする」ことが盛り込まれている。そのため、化石燃料による発電施設等の事業案については提案から除外する（ただし、既存発電所へのスペアパーツ供給等は除外対象とはしない）。

③ イラク政府の電力関連の事業計画、開発方針、及び日本政府の開発方針との整合性について

各事業案について、イラク政府が発出している電力関連の事業計画及びマスタープランや開発計画に加え、日本政府の開発方針等との整合性を確認の上、提案する。

④ 本邦技術の活用について

日系企業の技術優位性を活用できる案件を優先的に検討し提案する。

（6）各案件の検討に向けた周辺情報の収集

本調査の上記（4）で作成したプロジェクトのショートリストに記載されている各案件、及びその他検討した案件のうち特に実現可能性が高い案件について、以下の検討・情報収集を行う。

① 本邦技術の活用可能性

本邦技術の適用・本邦企業の参入促進の可能性について検討の上、本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの検討に参考となる情報を整理の上、発注者へ報告する。

② 環境社会配慮

本調査においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

③ ジェンダー視点に立った調査

調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会や世帯内における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対して電力分野で実施できる取り組み案を提示する。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

(7) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本調査の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を行うこと（必要に応じて打合簿を作成すること）
報告書等の作成・説明
- 上記の作業を踏まえて、「第6条 成果品」に記載の報告書等²を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別

² 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(8) 調査データの提出

- 調査のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第6条 成果品

調査の各段階において作成・提出される報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナル・レポートを最終成果品とする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書

提出時期：契約締結より 10 営業日以内

部数及び形式：電子データ（和文）

(2) インセプション・レポート

提出時期：2025 年 6 月 13 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(3) インテリム・レポート

提出時期：2025 年 12 月 19 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2026 年 4 月 10 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(5) ファイナル・レポート

提出時期：2026 年 5 月 29 日

部数及び形式：製本版（和文 3 部、英文 3 部）、電子データ（和文、英文）、CD-R（和文 3 部、英文 3 部）

第7条 再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	送電網調査	第5条（3）のとおり	1	定額計上

第8条 機材の調達

本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第9条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査内容に照らしたより適切な調査フロー	第4条(6) 調査フロー
2	調査目的に照らしたより適切な調査内容	第5条(3) 調査対象地域における電力セクターの基礎情報の収集
3	プロジェクトの優先順位付けのための評価項目	第5条(4)②(b) 対象地域における電力事業の優先順位付けのための評価フレームワーク及びクライテリア
4	現地再委託（現地コンサルタント含む）の活用方法	第8条 再委託
5	本邦・現地における業務・安全管理体制	第4条(8) 安全管理

第3章 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：電力施設整備事業にかかる各種調査/設計業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で治安の悪化等により、現地調査について本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(2号)】

① 対象国及び類似地域:イラク国及び全途上国

語学能力:英語

※なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2025年5月中旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを2026年5月下旬に提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約13.50人月

2) 渡航回数を目途 延べ15回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 送電網調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

(ア) イラク国「電力セクター復興事業」に係る案件実施支援調査(SAPI)ファイナル・レポート：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12307138.pdf>

(イ) イラク国「電力セクター(II)復興事業準備調査」(イラク電力省版及びクルド電力省版)最終報告書：

(イラク電力省版) <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12151791.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (英語⇄アラビア語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、JICA イラク事務所より電力分野を担当する関係省庁等に対し、初回のアポイント取付支援等のサポートを予定している。

なお、調査開始にあたっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料 (英語) を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報を入力し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取るようにしてください。詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) ローカルリソースを活用する場合は、以下 (ア) ~ (エ) の事項について確認し、契約書において明確化してください。その詳細は (1) ~ (4) を参照してください

い。

(ア) 受注者が業務従事者に対する安全配慮を果たすことが可能であること。

(イ) 合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。

(ウ) 安全配慮義務を受注者が負うこと。現地再委託先が業務従事者たるローカル人材に対して合理的な安全配慮を行い、そのための必要な措置を講ずること。またこの必要経費を定義すること。

(エ) 契約において必要経費を適切に支弁すること。

- 3) 本業務従事者の邦人・ローカルコンサルタント等がイラクで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA イラク事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とする。特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地調査中における安全管理体制については、プロポーザルに記載すること。また、かかる安全対策経費に関しては、4.(5)に記載のとおり、定額計上とする。
- 4) イラクにおける治安情勢に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。現地再委託費については、以下4.(5)に記載のとおり、定額計上とする。
- 5) 本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」(以下、「危険地域」という。)において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、⑤再委託先は委託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者(発注者)の免責について、付記することを検討すること。
- 6) 再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意すること。
 - ① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。

- ② 再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
- ③ 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
- ④ 再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、1か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。
- ⑤ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に共有する。
- ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先および JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に報告する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

93,248,000 円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(4)別見積としている項目、及び(5)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- ① 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ② 上限額を超える別提案に関する経費
- ③ 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

本案件は定額計上があります(38,701,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。

定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	送電網調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	7,400,000円	送電網調査一式	再委託費(現地再委託費)
2	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (6) 安全管理」	3,446,000円	戦争特約保険料一式	旅費(その他)
3	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (6) 安全管理」	27,855,000円	防弾車借上費一式(警護費含む)	一般業務費(車両関連費)

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

- 1) イラク国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、バグダッド、バスラについては 31,000 円／泊、その他の地域（エルビル含む）は 24,800 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。
- 2) 邦人が現地調査を実施する場合の警備会社については、イラク政府から警備会社としてのライセンスを取得していることはもとより、防弾車仕様、携行武器、警護要員の経験等の様々な項目を満たすことが必要となります。バスラで活動する警備会社の中で該当すると考えられる企業を参考までに以下に記載します。なお、下記の企業以外の場合、契約交渉の段階で確認を求め、場合によっては別の警備会社との契約を含む見直しを求めることがあります。
 - CR (Control Risks)

- G4S
 - GardsWorld (Aegis)
 - Constelis (Olive)
 - Harlow International (Al Murabit)
- 3) 渡航可能地域のうち、ディカール県及びムサンナ県での現地調査は日帰りのみとし、それぞれディカール県及びムサンナ県での宿泊は認めません。また、バスラ県からディカール県及びムサンナ県への移動はコンボイ（1コンボイは防弾車3台で構成。コンボイ当たり最大4名乗車）での移動となるため、大人数での移動は避けるようにしてください。
- 4) 邦人の現地調査時における宿泊先は、JICAイラク事務所が認める以下の宿泊施設のみとします。
- Carman Business Centre (CBC) @バグダッド
 - Al Majal Business Park (AMBP) @バスラ
 - Iraq Energy City (IEC) @バスラ
 - Erbil International Hotel @エルビル
 - Ramada Hotel @エルビル
 - Divan Hotel @エルビル
 - Titanic Hotel @スレイマニア
 - Slemani Rotana Hotel @スレイマニア
 - Grand Millennium Hotel Sulaimani @スレイマニア
 - Rixos Hotel @ドホーク
 - Dilshad Hotel @ドホーク
 - Jiyan Hotel @ドホーク
 - DDK Hotel @ドホーク

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)